

平成 28 年度第 1 回 八戸市虐待等防止対策会議 会議概要

▼ 開催日時・出席者

日 時： 平成 28 年 5 月 13 日（金） 14：00～14：40

場 所： 市庁別館 2 階 会議室 C

出席者： 以下のとおり

【出席者（計 18 名）】

出席委員（11 名）

高橋 育子
木村 政樹
豊山 信子
上條 勝芳
今川 一
田頭 初美
安田 真
天摩 雅和
小西 秀明
吉田 智子
市川 美代志

欠席委員（4 名）

武部 悦子
黒澤 徹
名久井 修
澤田 美子

庁内関係部署職員（4 名）

加賀 福祉部長兼福祉事務所長
豊川 福祉部次長
教育指導課 職員 2 名

事務局（3 名）

出河福祉政策課長、福祉政策課 職員 2 名

▼ 会議内容

■次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

案件1：「いじめ調査専門部会」の設置について

案件2：「八戸市虐待等の防止に関する条例」の一部改正（案）及び
「八戸市虐待等防止対策会議規則」の一部改正（案）について

- 4 その他
 - ・本県及び本市におけるいじめの問題への取組等について
- 5 閉会

■議事の概要

- ・議事では、いじめ調査専門部会の設置や、設置にかかる条例の一部改正（案）及び規則の一部改正（案）などについて、担当課から説明し、意見交換を行った。

■案件の内容

案件1：「いじめ調査専門部会」について

- 福祉政策課から資料1-1～1-2により、教育委員会で策定した「八戸市いじめ防止基本方針」（28年4月施行）に基づき、必置とされるいじめ事案に係る重大事態発生時の再調査機関として当対策会議に「いじめ調査専門部会」を設置することなどを説明し、その後、意見を聴取した。（質問・意見なし）

案件2：「八戸市虐待等の防止に関する条例」の一部改正（案）及び「八戸市虐待等防止対策会議規則」の一部改正（案）について

- 福祉政策課から資料2-1～2-7により、「八戸市虐待等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）の一部改正（案）について、八戸市虐待等防止対策会議の職務にいじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による、市長が必要と認めた場合の再調査に関する事項を、条例に追加することを説明。
- また、「八戸市虐待等防止対策会議規則」（以下「規則」という。）の一部改正（案）については、市長が必要と認めた場合の再調査の諮問に応じるため、当対策会議にいじめ調査専門部会を置くことができるむねの規定及び必要なときは臨時委員を置くことができるむねの規定などを規則に加えることを説明し、その後、意見を聴取した。（質問・意見なし）

その他

- 教育指導課から本県及び本市におけるいじめの問題への取組等について、資料3により、いじめ防止対策推進法を踏まえた本県市町村の取組状況、本県におけるいじめの状況及び八戸市教育委員会のいじめに対する取組などについて情報提供し、その後、意見を聴取した。(主な質問・意見は以下のとおり)

<主な質問・意見>

- ・(委員) 本県におけるいじめの状況について、資料中に解消率とあるが、どのようなことで解消ととらえているのか。
⇒(教育指導課) いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び保護者等への指導や助言などの支援を行った結果、通常どおりの学校生活を送られることができるようになったことで解消と考えている。

- ・(委員) 八戸市教育委員会のいじめに対する取組についての中で、ネットパトロールの実施とあるが、ネットという公開されている情報について、裏付けとなる資料の情報収集などで心がけている取組などあれば伺いたい。
⇒(教育指導課) 児童生徒のスマートフォン所持率も増加しており、最近ではツイッターなどの投稿によるトラブルが懸念されている。そういった中で調査するにも対象が限られてくるので、例えば、リアルタイム検索でヒットしたものについて確認をし、そのページから画像を取り入れて、各関係校へお知らせするなどして、指導を図っている。ただ現在のところ、直接、誹謗中傷を発見した事例はないが、学校現場については、児童生徒から被害の申告があった場合は、実際の画像をデジタルカメラなどに収めるなどし、そのうえで指導にあたるなどの対応を行っている。
- ・(委員) 分かりました。仮に重大事態など起きた際は、その後の情報収集が困難になるというケースも聞くので、早期発見・早期対応をすることが必要だと感じた。